

第十八章 天皇親征の決定

【九九】天皇親征と遷都論

岩倉の天
皇親征策

岩倉は一方に調略の手を伸ばすと同時に、他方には天皇御親征をもて、天下に號令するを忘れなかつた。而して彼は親征と遷都とを互ひに不可分の問題とし、親征の大問題中に、一時面倒であつた遷都論をも打混じて、その儘押し行かんと期待した様に察せらるゝ。而して此れは固より大久保も同様で、西郷も亦た然りであつたことは断じて疑を容れない。否な追討論は大久保、西郷等の尤も主張したところであつたことは、左記を見ても判知る。本書は二月朔日付、大久保より島津久光の近臣蓑田傳兵衛への一書だ。

春日丸之貴翰相達拜見於其許中將様益御機嫌克、日々御順快被爲遊、大慶奉存候。於此地太守様御同様被爲遊御坐、御同慶奉存候。御當地形體格別相變候儀も無御坐、慶喜東歸以後、薩に罪を負せ、大に東國列藩に布告し、再舉之勢相聞候得

大久保義
田宛狀

共頃日相達候趣には、恭順を唱へ、會(會津)を歸國せしめ、駿府出張之人數も引拂、川越(松平大和守)を謝罪之使者として、上京せしめ、且和宮様御局を以て、同斷上京相成候と之趣は、相達申候。

此れは江戸方面の近情である。されば大久保は、此の形勢に就て、左の判断を下してゐる。

今日之姿に立至候ては、萬々戰之賦は有之間舗と被察申候。

けれども彼は決して之にて安心もせず、油斷もしない。

乍去東國は從古皇化に服従せざる處、其上二百餘年徳川之恩澤に浴し候得ば、實に不容易大敵にて、無故機會を失し、人心固結いたし候日には、中中退治六か舗、仍而關東追討不日に促され候様、盡力中に御坐候。

既に恭順したるもの、追討すると云ふは、無理な様ではあるが、それには大久保に一種の識見がある。その理由は、單に幕府が憎いからとか、瘤に障るとかの感情問題ではない。

斯迄非常之大御變革、一戰血を灑候ても、兎角朝廷數百年、因循之腐臭去兼實に

技本寒源
の策

北條去て足利を來し候覆轍を被爲踏候御場合に立至候ては不相濟候付、浪華遷都之議を起し、地を鋤、根を植替へ、斷然一新之興業迄にはやり付度、日夜手を盡し候得共、未運兼候次第御坐候。

此れが大久保等の本志だ。即ち根本的に皇政一新の改革を成就せんとの意氣込んだ。

進政治定
根本舉つ
起て百目振

乍去大政親臨、萬機を被爲聞食、戰地巡狩、浪華行在親征を以、大に軍議を起され、列藩に號令を降し、天下之兵を促、海陸軍を推進め、巢窟を挫候丈之處には、大略御治定、必ず行れ可申奉存候。

されば大久保の親征主張は、決して威を弄び、武を顯すの目的でなく、此にあらざれば到底幾百年來踏襲し來れる舊習を一洗する能はざる所以を先知し、遙ニ無二此處まではやりつけねばならぬと、彌めて此議を主張したるものと察せらるる。

太政官も二條城に被召移候付、明日方親臨あらせられ候様、可有御坐、此根本舉り候得ば、百目從而振起いたし候は不待論事と奉存候。刑部^{新熱}伊地知^{貞鑑}、其

餘就歸國、小細之儀御聞取可相成、兩三日は寸暇無御坐、大要迄申上候間、左様御納得可被下候。先は報酬而已、艸々頓首。

二月朔日夜認

大久保一藏

此の如く凡有る問題を、親征の一項の中に取纏め、之を以て皇政維新の實を擧ぐるの口火と成さんと心掛けた。従つて東征の事も、愈よ速かに擧行せらるゝこととなりて、岩倉の意見書が出で來つた。

【100】 岩倉具視親征の議を上る（一）

岩倉大坂

岩倉は固より大久保一藏の大坂遷都論に賛成した。但だ其の實行の容易ならざるを看取し、その方便として、車駕親征の典を擧げさせられ、先づ大阪に行幸あらせられ、海軍を親閱し、暫く此地に御駐蹕あらせられ、太政官代を行在所に移させ給はゞ、また是れ天下の耳目を一新する所以である可しとて、之を三條と協議し、正月廿六日、左の通り、車駕親征の議を上つた。

100 岩倉具視親征の議を上る（一）

三六三

徳川慶喜反謀之罪は既に天下へ御布告相成候通にて、今更不及縷述候得共、惟此時機に方り候而は、一日も早く征討を被遂、上は祖宗以來の聖業を被爲恢復、下は萬民の塗炭を被爲救助候事、尤御急務と奉存候。

征討の忽にす可からざるを云ふ。

臣具視不學無才之身を以て、非常之御抜擢を蒙り、大任を辱ふせしより、晨昏苦慮仕候得共、元來暗愚殊に軍旅之事に於ては、毫も辨知不仕、慚汗至極に候。乍併此時機に於て、臣子之至情不忍默止、聊鄙見吐露仕候。

現時に際して、意見陳述の止む可からざる所以を云ふ。

抑伏見、鳥羽の役は、武臣共天威に憑依して、戰功を奏し、賊魁華城を棄て、東走仕候へ共、猶大兵を擁して、巢窟に盤據し、其根礎を樹つること淺からず候得者、尋常普通の兵力而已を以て、一朝に討剣の功を奏せんと欲するは、難事と奉存候。

賊巢を衝くの容易の業にあらざるを云ふ。

古來東國は皇化之難普及地にして、叛臣屢起り、官軍を勞すること鮮からず。殊に鎌倉開府以來は、武將の政治に浸染し、其上二百有餘年、徳川の恩澤に浴し、將

軍あることを知りて、天子あることを知らざる民俗に候得者、因循機を失ひ、遷延日を経候内、計謀百端、人心固結可致候。是れ尤深慮を要し候儀と奉存候。

關東の形勢、一日も忽にす可からざる所以を云ふ。

當今之御規模は、既に神武帝御創業に被爲基候而、大御活斷を以て、諸事御處置可被爲遊候御時節に候得者、斷然と親征之大典を御舉行被爲在度候。

神武創業の規模を斷行するには、親征の大典御舉行を、第一の急務と爲す。

東海、東山、北陸の三道は、既に鎮撫使被差遣候に付不日諸藩及人民の方向も一定可仕候間、其上出兵被命可然候得共、奥羽は殊に僻遠の地方に候得者、特に御人撰之上、鎮撫使被命候而、諸藩の方向を一定爲致不申候半而は、難相成と奉存候。

奥羽鎮撫使人撰尤も慎重の注意を要す。

夫々鎮撫之上は、諸藩に出兵を被命、正々堂々官軍と爲し、江戸及會津の巢窟を討勦被仰付度、其援助には海軍を以てせられ度候。

敵は江戸と會津である。陸軍を援助するには、海軍を以てす可し。

海軍の力

海軍は皇國に於ては近年相開候へば、沿海の各藩悉皆其術に熟練と申候儀にも至兼候と奉存候に付、各藩の内に於て既に軍艦を所有し、其術に熟練致候者を被徵召、先づ豆相、房總等、江戸巣窟の咽喉を扼制して、陸上官軍の兵勢を察し、神出鬼沒、賊軍の根據を刺撃し、賊軍をして力を陸上の戦争に専らにせしむ可からざるは、肝要と奉存候。

先づ海軍を以て江戸の咽喉を扼し、敵の陸軍をして専ら其力を逞うする能はざらしめねばならぬ。此の如く海陸協同の作用をなし、而して後始めて賊軍の巣窟を覆へすことが出来る。以上の諸説は畢竟後段親征の必須を論出する爲めの端緒として認む可きもの。岩倉建議の本旨は、寧ろ以下に記載せらる。

【一〇】 岩倉具視親征の議を上る (二)

攝海御親

岩倉は更らに百尺竿頭一步を進めて曰く、

大凡海陸の軍備相整候得者、其上は軍氣の利鈍に注意を要し可申候。其利鈍は

人心の一和と不一和に歸し候間、恐懼至極ながら、聖上御躬親ら萬卒に先ち、御苦勞被爲在候而、先づ攝海に親臨、軍艦の運轉、砲銃の作用等、御點檢被爲遊、萬國迄も御航海可被爲在程之御勇氣を被爲顯候はゞ、天下一同感激仕り、從來浸染の陋習を脱離し、大に憤發、壯志を興し、人心一和、軍氣銳利と相成可申と奉存候。眼目此の一點にあり。浪華遷都の論も、先づ江戸を經由し、漸く其の本音を吐き出さんとする場合に近づき來つた。

此の如くなるときは、賊魁（徳川慶喜を斥す）も恐怖し、關東御平定は不回踵儀と奉存候。

攝海に威を振へば、關東は期せずして平定せん。所謂る南山の雷は、北山の雨となるとは此事だ。

仰ぎ願くは今日天下の惰氣未だ生せざるの機に乘じ、速に聖斷を以て、親征之大典御舉行之儀被仰出度、實に是れ天下の耳目を一新し、大政の綱紀を恢張するの御基と奉存候。

如何にも岩倉其人の氣魄が紙上に生動してゐる。

一〇一 岩倉具視親征の議を上る (二)

東征將軍設置の要

一 御親政に被爲決候上は、御躬親ら三軍を御指揮可_レ被_レ爲在候に付、東海、東山、北陸三道の官軍は、之を統率すべき大將軍無_レ之候共、號令行屆可_レ申とは奉_レ存候得共、奥羽地方は、其境域も廣大にして、且僻遠隔絶するを以て、其地方の各藩を統率するには、大將軍無_レ之候而は不_レ相叶歟と奉_レ存候。因て東征大將軍を置かれ、東海、東山、北陸三道及奥羽兩國の官軍を統率指揮可_レ致様被_レ仰付度候。

徳川海軍

の力

此がやがて有栖川宮が東征大總督に任せらるゝに至りたる所以であらう。徳川海軍の優勢は、如何に官軍自から振はんとするも、此の昭著なる事實は、之を無視するは勿論、輕視することも、決して出來得可きことではない。

將士激励

一 軍艦は今日徳川の所有に超過して可_レ被_レ備は勿論と雖、船將より水火夫に至るまで、熟練するに非らざれば、却て失錯を生じ、緩急用に應じ難くと奉_レ存候。

陸軍を備置、緩急應戰の覺悟肝要と奉_レ存候。

徳川海軍の優勢は、如何に官軍自から振はんとするも、此の昭著なる事實は、之を無視するは勿論、輕視することも、決して出來得可きことではない。

存候。

再び本旨に反り、攝海に於ける軍艦親閱の事を云ふ。

右陳述の通、親征之大典を、御舉行可_レ被_レ爲在は、今日御急務中の御急務と奉_レ存候間、速に公議を被_レ爲盡度奉_レ冀望候、恐懼謹言。

正月

具視

定議決

以上の建議には、三條實美も固より同論にて、同人より之を奏上し、二十七日には岩倉は旨を奉じて、前記親征の議を議定、參與に下し、各意見を言はしめたが、一同之を賛成したから、朝議は之に一決した。

大久保の遷都論が、議論區々にして、遂ひに朝議を定むるに至らなかつたに拘らず、今やそれが一變して、岩倉の天皇親征の議と爲り、遂ひにそれが實行に進むを得たるは、遷都論の發議者たる大久保に於ても、固より滿足す可きことであつた。何となれば言葉は同じからざるも、事實は同じきを以ての故に。

一〇一 岩倉具視親征の議を上る(二)

三六九

遷都論と

心異曲

【一〇二】 親征の發令

征討將軍
召還

正月廿七日、岩倉具視の天皇親征の議〔参照 一〇〇、一〇一〕は、議定、參與の贊同するところとなり、征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王（後に小松宮彰仁親王）を、大阪より京都に召還することとなり、翌廿八日親王は歸京の上、錦旗、節刀を奉還せられた。而して二月朔日に至り、岩倉は親征に關する條目を草して、之を朝議に附した。

親征條目
過日も言上仕候通、親征の大典御舉行は、今日之御急務に有之候。關東之人心、固結仕候得者、百事皆相去候而、今日迄折角御開き被遊候御盛業も、恐らくは水泡に相歸し可申歎と杞憂仕候。依而左に箇條を以て、御評決を仰ぎ候。

一 斷然と御親征御決定相成、速に天下へ御布告被爲在度事。

一 東征大將軍親王御撰任、參謀精選御任命之事。

一 諸藩之内、精兵二三大隊、大將軍に隨從、陸地發向之事。

一 東海、東山、北陸三道鎮撫使牒合せ、先鋒後詰可被仰付候事。

一 奥羽鎮撫御任撰至急發向可被仰付事。

一 海軍大總督親王御任撰之事。

一 諸藩之軍艦御借上げ相成、至急攝海へ差廻候様、御沙汰之事。

一 各國公使の内へ、御内談にて、軍艦二三艘、至急御買上之事。

一 御親征は先づ大阪へ行幸、暫く御駐輦にて、關東之形情に依り、東海道より

大旆可被進候事。

一 御親征之御趣意、委曲各國公使へ御報告相成度事。

右言上仕候也。

二月朔日

具 視

如何にも此れにて御親征に關する要領は盡きてゐる。當日は主上には有栖川宮熾仁親王、三條實美、岩倉具視、中山忠能、正親町三條實愛、德大寺實則等を御前に召させられ、親征に關する意見を御諮詢あらせられた。正親町三條實愛日記に曰く、

二月一日

一 三條面談。

一〇二 親征の發令

三七一

親征諮詢

親征宣布

- 一 二條へ御移之事。
 一 御親征如何御巡覽可然との事。
 一 帥宮、中山、徳大寺、三條、岩倉等御前、二條、大阪の事申上、以書付可申上旨に付、以書付上。

とあるを見ても判知る。

斯くて二月三日主上には二條城なる太政官代に親臨あらせられ、白書院垂簾の中に出御、總裁、副總裁、議定、上參與、中段に候し、下參與席に候す。主上は總裁有栖川宮熾仁親王を召させられ、親王垂簾の中に入る。乃ち親征の令を裁可し之を授け、親王をして宣布せしめ給うた。

今度慶喜以下賊徒等、江戸城へ遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に隕んとするに忍び給はず、叢断を以て、御親征被仰出候。就ては御人撰を以、被置大總督候間、其旨相心得、畿内七道大小藩、各軍旅用意可有之候。不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命馳集るべく候。宜諸軍戮力、一同勉勵可盡忠義旨被仰出候事。

行幸の嘴
維新以來

斯くて主上には奥書院に入御、總裁、副總裁、議定等を御前に召し、茶菓を賜うた。當矢日主上には葱華輦に御し、親王、公卿、諸侯皆騎馬にて供奉した。皇政維新以來の行幸は此れが嘴矢である。

尚ほ正月廿七日、太政官代を二條城に移し、二月朔日、車駕親臨の事を、左の通り發令せられた。

今般御一新に付、明後三日辰刻(午前八時)二條城太政官代へ親臨被爲在候旨被仰出候事。

但行幸之儀、總而御輕便を主と被遊、月中數ヶ度親臨之思食候間、猥に供奉等不相願様、兼而申達候事。

と、孝明天皇の御宇、新宮御遷幸、文久三年加茂、石清水行幸等の時に際し、諸臣供奉を請願する者多かつた例に鑑み、一たび二條城御臨幸の令出れば、その先端に倣はんとする公卿及び地下官人の多からんことを慮かり、その豫防の爲め、斯く發令せられたのだ。併し大體の目的は、更始一新の大政を舉行せらるゝに際し、簡易輕便衆庶に接近するを旨とせられたるが爲めであつた。

【一〇三】大久保一藏の原案

關東討伐

今ま大久保日記を見るに曰く、

一 廿八日（慶應四年正月）、太政官代參仕、昨日關東追伐見込言上候様、就御達、今日各見込言上相成る。

これは前掲の通りだ。（参照 一〇二）

一二月朔日岩倉公より御帝面到來、參殿、追討一條策略書取差上候様、御沙汰に而、西郷談合相認、御所え罷出差上る。

とある。而して大久保が、西郷と協議の上、岩倉へ提出したる文書は左の如し。
賊臣慶喜、大阪城を逃亡し、江戸に歸るの後は、即日大旆を可_レ被_レ向之處、尙萬民塗炭之苦、或は其臣下之者共罪を悔ひ、歸順の事も有らんかと、御猶預被遊候處、更に麾下之賊徒を聚め、益以て惡逆を長じ、既に函嶺等要害の地に出兵防戰の備あり。仍而此儘時日を移され候ては、賊徒反て猖獗、萬民更に艱苦を増さんと、深

親征大典
決定

く被_レ爲_レ廻叡、盧祖宗の遺蹟に則とり、天下の公議に據り、斷然御親征の大典を被_レ爲_レ決候。

以上は親征の大典を御舉行あらせらるゝ所以を云ふ。

海陸軍配
置

東國兵の手配

仍而畿内、山陽、山陰、南海、西海諸道の兵は、其海軍に熟するの輩は、大小の軍艦を率ゐ攝港に至り、其陸軍は大阪の西方に可_レ參集、右等參會の期、聖上行幸被_レ爲_レ在、躬親御點檢之上、直に御發程、御討入に相成候。

これは主上が親から海陸軍を率ゐ給ひ、御討伐あらせらるゝ事を云ふ。

東海、東山、北陸三道の兵は、各其道の鎮撫使を以て先鋒に被_レ充、尙惣督を被_レ置候間、各道の兵等、其指揮に從ひ、奥羽は別に惣督を被_レ置候間、兩國の兵は、其指揮に可_レ從、尙發程討入等の期限は、改而布告せられ候。其砌は諸道の兵、直ちに賊臣の巢窟を衝擊し、速に征討の功を奏し、三千年來の天恩に奉報、早く萬民塗炭の苦、を可_レ救御沙汰之事。

但し海軍の儀は、於朝廷も別に御充備被遊候間、各國其技に熟候者は速に可_レ申出候事。

以上が岩倉の需に應じて、大久保の提出したる徳川慶喜征討の布告案文だ。之を前掲の布告文〔参照 一〇二〕と比較すれば、此れが原案にして、彼が修正案である可きことは、其の文句の雅俗、及び繁簡により分明だ。

尙ほ岩倉の提出したる親征意見書〔参照 一〇〇一〇〕に就ても、是亦た大久保が

岩倉に代りて起艸したることは、其の大久保自筆の原案の存在によりて分明だ。今ま大久保の原案を掲ぐれば左の如し。

徳川慶喜大逆無道既に天下に御布告相成候通にて、武臣等其勳功を奉奏候に依つて、賊徒一朝阪城を棄去候得共、猶大兵を擁し、巢窟に盤踞し、其動靜不容易、東國は從古皇化之難及處にして、叛臣絶る期なし。況乎二百餘年徳川之恩遇に浴し候得ば、是迄之御開業盡く水泡に歸し、實に可恐之甚舗と云べし。依而片時も成候得ば、因循機を失遷延いたし候内奸謀百端を以、人心固結いたし候様相

早く天下の大兵を以速に海陸軍を推し、關東追討御決定之儀、不可置之急務と

奉存候。海陸の軍制相整候は、只軍銃之利鈍に注視すべし。其利鈍は人心の一和

と憤發とに有之候間、恐多も聖上躬親萬卒に先ちて、御苦勞被爲在、尙又攝海に

被爲臨、軍艦之運用、砲銃作用御點檢、宇内萬国情態迄も、御實檢被遊候程の御實行被爲舉候得ば、天下一同感戴憤發すべし。

一 斷然御親征御決定、早々天下に御布告可被爲在候事。

一 軍事總裁公卿一人御人撰を以て、早々被召置候事。

但參謀兩人位精撰之事。

一 諸藩之内、練兵撰出し、二三大隊の銳兵軍事總裁に附屬し、海軍に不拘、不日發向之事。

一 東山、山陰、北陸諸道鎮撫使相合、後詰可被命候事。

一 海軍之儀、諸藩在合之軍艦御取調之上、追討進軍之御用船被仰付、早々攝海

に差廻候様御達相成候事。

一 軍艦一二艘各國公使に御借入之御相談、篤と及應接候様有御座度事。

一 駿府井甲府之兩所を占候得ば、關東之勢挫け可申、其節海路より下田邊に一大隊計之人數緯込候得ば、箱根、足柄之兩關は不能守候間、東海道之兵、急に進軍相成度事。

一 御親征之御趣意委曲各國公使に御布告相成度事。

二月朔日

具 視

大旨吻合
之を前文と對照すれば、其の順序、排列、繁簡に於て異同あるも、其の大主旨と大要
目とは、悉く皆な吻合してゐる。此れにて大久保の原案が、やがて岩倉の意見書と
して出で來りたことが判知る。

【一〇四】箱根以西の大勢定る

一月間の大變化
慶應四年正月の一個月は、時間から見れば、一個年の十二分の一に過ぎないが、其の國政上に於ける推移から見れば、百年を経ても成就し難き大變化を來たした。徳川幕府は法制の上ばかりでなく、事實の上に潰れた。單に二百六十餘年の江戸幕府が潰れたばかりでなく、賴朝以來の將軍政治が一掃せられた。未だ全くと云はぬが、殆んどそれに幾かつた。

幕府の人 物
幕府にも相當の人物があつた。若し幕府の人物と、諸藩の人物とを比較したらん

には、未だ容易に其の優劣を定め難かつた。若し技能と新知識の上から較量せん乎。恐らくは當時の日本では、幕府がその淵藪であつたらう。陸軍の傳習隊にしても、幕府の傳習隊に優るものは、薩長にさへ無かつた。況んや其他をやだ。海軍は寧ろ幕府の擅場であつた。軍艦は勿論、その操縦者に於ても、幕の海軍は各藩の總てのものを壓倒した。その人に就て見るも、榎本武揚以上のアドミラルは一人も無かつた。乃ち財政上の知識及び手腕に於ても、各藩に小栗忠順以上の者は見出されなかつた。政治の上に就ても、大久保忠寛、勝義邦など、太刀打する人物は、薩長、土に於ける數者を除けば、他には無かつた。而して幕府の中樞人物、徳川慶喜其人の如きも、徳川十五代の各將軍中、最上とは云はぬが、其の聰明の點に於ては、決して第二には下らなかつた。又た之を當時の各大名に比すれば、殆んど總ての點に於て、第一と云ふに差支あるまい。

然るに此の幕府が、大阪に大兵を擁し、然も其の左右の翼に、會津、桑名を控へ、而して自餘幾多の譜代御家門、親藩等を擁しながら、正月三日の夕より六日の夕にかけて、全軍連敗、主將徳川慶喜は、會桑兩藩主、及び幕府閣老等を率ゐ、私かに大阪城

を脱出、歸東の船に上りたるは、餘りに其の敗北が造作なく、餘りに其の潰走が飽氣無く、而して又た餘りにその末期が慘めであつた。要するに鳥羽、伏見の一戦は全く双方の豫想を裏切つた。

薩長軍の緊張

薩長側では東軍の銳鋒が頗る手硬いものと認めてゐた。而して戦争は何れにしても難戦であり、激戦であり、且つ苦戦であるものと認めてゐた。而してその勝敗に至つては、全く逆じめ見當がつか無かつた。されば此れが爲めに豫じめ第二次の計畫を立てた。それは主上の御遷幸である。彼等は鳳輦を山陰道よりして、中國の備前——に移し參らせ、姑らく行在所を此處に設け、徐ろに天下の變に應せんと考へた。之に反して幕軍は、觀兵式同様のつもりにて京都打入を企てた。即ち幕軍が京都に近くに際しては、薩長の寡兵は、戰はずして走るであらう、土佐は京都の中心から内應するであらう、各藩も概ね内應する乎、然らざるも觀望するであらうと。然るに其の難きを豫期したる薩長は、案外に幕軍が脆く、其の易きを豫期したる幕軍側は、案外に薩長軍が強く、何れも豫想を裏切られ、一方では案外の奇勝を博し、他方では案外に奇敗を博した。

大阪城の案外陥き

鳥羽、伏見の一戦以来、淀、橋本では幕軍は、頑強の抵抗を試みたに拘らず、云はゞ高峰轉石の勢もて、官軍は幕軍を追撃し、徳川家康が冬夏二度の戦争に、天下の兵を動かし、漸くに之を手に入れたる大阪城を、破れ草鞋を捨つるが如く、其の子孫徳川慶喜は之を捨て去りて、官軍をして、半兵に饅らすして、之を收取せしむるに一任した。若し地下の家康を作し之を見せしめなば、果して如何の顔色を爲す可きであらう。

正直のところ薩長側では、餘りに武力解決の企畫が、その圖に中りて、却て茫然自失した傾向が無しとも云へない。要するに未だ一個月を出でざるに、殆んど箱根以西は、錦旗の翻らぬ限は無きほどに官軍に歸順した。固より徳川氏の舊恩と、三百餘年の舊慣とに繋がれて、尙ほ佐幕思想に戀々たる者もあつた。然も大勢の動くところ、如何ともする能はず。彼等は心中不平と不安の氣に満ちつゝも、今更ら致し方も無かつた。況んや當初から討幕を主眼とする薩長二藩に於てをやだ。

功薩豫期外成の長側

【一〇五】 東征の急務

幕を窮鼠
すたらしめ

窮鼠猫を噛む。その實物教訓は、第二征長の舉にある。幕府は長州が神妙に三家老の首を實見に供へ、主謀者を刑し、一意恭順を表したるを見て、與みし易しと爲し、種々の難題を持ち出して、彈ねつけられ、遂にそれが幕府瓦解の動機を來した。新たなる教訓は、薩長人士が、親しく之を實修したるところ。今更ら彼等も咎めて其咎に倣ふ様なことはある可き筈がない。されば若し徳川慶喜が、恭順を表し來らば、彼等も必ずや考慮するところあらねばならぬ。彼等は幕軍をして、窮鼠たらしむるを欲す可き筈は無い。

武力派の覺悟
けれども武力解決派は、決して武力の爲めに、武力を弄せんとするものではない。

彼等は一たびは一大破壊を必須とし、一大掃除を必須とし、一大改革を必須とし、その爲めには、武力以上の便宜は無きものと認め、而して後武力解決の賭を固めたものなれば、固より其の初心を抛ち去る可きものでは無かつた。されば岩倉の如きは、一方に越前の君臣を懲諭して、平和運動に從事せしめ〔参照 九七、九八〕、他

方には親征の議を提出してゐる〔参照 九九——一〇一〕。彼は宛も一方にはマツチを持ち、放火を企て、他方には消火の爲めに、手桶の水を提げてゐる趣きがある。されど其の矛盾を異しむ莫れ。一寛一猛は政治の要機だ。岩倉は寛大なる可き點には、飽迄寛大に、然も猛烈なる可き點には、飽迄も猛烈にと心掛けたものであらう。

東征必須の理由
詳に云へば、幕府の中権人物たる徳川慶喜をば、恭順によりて、引き抜き、其の殘黨の官軍に反抗する者をも、手堅しくやりつけ、此機に乗じて、根柢から幕府の陋習を覆へさんと心掛けたものであらう。然も此際東征を、尤も必須とする事情があつた。それは對外關係だ。

徳川慶喜は、政權を奉還したるに拘らず、外交は全部其の手中に掌握し、對外干係は舊に仍ると、各國公使にも明言したる程であつた〔参照 六六冊 一一一五〕。而して佛國公使レオン・ロツシユの如きは、當初から幕府最負であれば、固より之に異存なく、云はゞ、各國公使は舊政府に與せん乎、新政府に與せん乎、やゝ其の方向に惑ふものがあつた。英國公使の如きは、佛國公使とは、對蹠的位置にありて、薩長

人士と交通し、比較的新政府に同情を寄せつゝあつたに拘らず、猶ほ新政府に懐らぬ點が少くなかつた。例せば備前兵と外人と、神戸に於ける衝突一件の善後策が、容易に擇明かぬ點の如きが、其の一例であつた。〔参照 六三一六五〕

防調停運動

されば何は兎もあれ、江戸政府を一掃することは、對外交渉の上からも、一日も忽にす可からざる必須要件であつた。然らざれば如何に各國公使が、日本政府として、新政府を認めんとするも、新政府の統治は、漸く箱根以西に及ぶに止まりて、日本半國以上に出ることが不可能である。日本の半分以上に、其の政權を及ぼす能はざる政府を、正統の政府と認むるは、彼等に取りても固より當惑であり、此方に於ても強ひて之を認めしむることは困難である。故に對外交渉の上からも新政府の下に、日本を統一することは、急務中の急務であつた。

如上の理由によりて、東征は内治、外交の上から、何れも一日も忽にす可からざる重要問題だ。されば此事に就て、薩長人士が、尤も焦慮したるは當然のことだ。而して更にそれを必須とする關心の一は、江戸より來る調停運動だ。その運動の魁は一方には靜寛院宮があり、やがては輪王寺宮がある。特に靜寛院宮は、今上の叔母

に當らせ給ひ、且つ女性にて他の同情を惹くに尤も有力なる御方にて、其の運動は頗る有効である可きは多言を要しない。然も若しその爲めに朝議が生温くなりて、改革の鴻業が半上半下となるが如きあらば、大事去矣と心配した向もあらう。何れにしても東征は一日と云はんよりは、一刻も其の舉行を、遲疑す可からざる當面の緊急問題だ。

昭和十二年六月初九、梅雨連日鬱々又濛々、書窓綠葉更に濃を加ふ。

蘇峰七十五回

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第六冊 終

近世日本
國民史 明治天皇御宇史 第六冊 年表並人物概覽

其一年表

明治元戊辰年

支那同治七年

西曆一八六八年

正月二日。大阪軍大河内正質を總督とし、塚原昌義を副とし、水陸並び進んで淀に至る。〔七〕▲薩の平運丸大坂淀河口を出づるや、幕艦之を追ふて砲撃す。平運丸辛うじて兵庫に入る。〔三三〕▲朝廷會津藩林權助伏見に奮戦、阪より歸國せしめ、慶喜を京都に召致するの御沙汰を發す。〔三〕▲三日。右御沙汰書に對し、山内容堂、會桑は免まれ、至急慶喜召致の意見書を提出す。

〔三〕▲昨日會津兵二百伏見京橋に上陸す。薩土藩士その宿陣に至り之を取糾す。今日幕府歩兵隊また到着。續いて竹中丹後守の名を以て通過の照會文到達。之に對し、土藩士、谷、八木兩名通行差控要求の狀を發す。〔六〕▲今日幕府大目付瀧川具舉、慶喜の薩藩彈劾の上奏書を持し上鳥羽に至る。この時先供四塙關門に達す。關を守れる薩兵拒んで入れず。

年

表

具舉一ト先づ淀に退却し、再び大部隊の兵に護られ上京せんとし、上鳥羽にて數次薩兵と交渉す。午後五時頃に至り薩兵より發砲す。これにて朝幕開戦となる。〔七〕▲鳥羽方面の砲聲を聞き、伏見街道方面また開戦。〔七〕▲この夜會津藩林權助伏見に奮戦、傷つきて淀に退く。時に四日午前一時頃なり。〔八〕▲この夜半鳥羽街道の官軍東軍を襲ふ。互に勝敗あり、東軍退きて淀に陣す。〔八〕▲朝廷昨日來大阪兵伏見表出張の風評を聞き、人心の動搖を防ぎ、併せて開戦の場合には、鳳輦御遷座の計をも立て、御觸書を發す。これと同時に尾越、字和島等に禁闈警衛を命じ、在高野山鷺尾隆聚に、紀藩と協力して大阪城を衝くの命を發す。この夜半鳳輦を紫宸殿の階上に持ち出すものあり、宮中一時之が爲に騒立つ。〔四〕▲この夜、堂上激派の一人烏丸光徳、岩倉具視の態度を疑ひ、之を刺さんとし、岩倉の休所に入る。併りて官軍既に敗れ賊兵京都に迫ると告ぐ。岩倉泰然自若、一死を誓ふ。光徳恥ぢて出で、以來岩

倉に敬服すといふ。〔五〕▲この夜廣澤眞臣下參與命ぜらる。▲伏見島羽捷報宮中に達す。疑懼の色一變して歎喜の聲となる。〔五〕▲この日中根雪江京都より大阪に向ふ。〔一七〕▲四日。早朝島羽方面の東軍官軍を襲ふ、會戰一時間餘にして擊退せらる。午前八時官軍一齊に攻撃に移り、進んで富の森に至る。富の森の東軍よく防ぎ日没に至る。官軍横大路村に引上ぐ。▲この日伏見方面阿波橋、今富堤等にて薩長兵東軍を攻む。日没に至り東軍淀方面に退却す。翌朝進撃に決す。〔九、一〇、一一、一二〕▲今曉二品嘉彰親王征討大將軍に補せらる。〔一四〕▲中根雪江大阪著、早朝登城、永井玄蕃に會見。〔一八〕▲薩の春日丸翔鳳、平運の二運送船を率ゐて歸航せんとし、幕經開陽に追はれ開戦、大事に至らず、六日鹿兒島に歸着。〔三三〕▲五日。官軍三方面より富の森附近の東軍を攻む。東軍善く戰ひしが、正午頃より隊を亂して退却し始む。退却に當り淀の小橋及び大橋を焼き、官軍の進撃を阻止す。この日征討將軍仁和寺宮嘉彰親王東守にありて諸軍を統督し給ひ、後更に錦旗を翻して淀の北岸に進ませられ、敵兵の退却を見て東寺に還御せらる。〔一三、一四、一五、一六、一七、一八〕▲中根雪江歸京。〔三〇〕▲この朝瀧川具舉拂帶の奏聞書大垣藩士の手を経て朝廷に差

出さる。〔三〇〕▲六日。東軍八幡及び橋本に臺場を築き之に據る。早朝薩長兵淀大橋下流に於て木津川を渡り之を攻む。午後二時東軍八幡の守備を棄て橋本に退く。官軍之を追ふ。この時山崎駐屯の藤堂兵官軍に内應し、側面より東軍を砲撃す。東軍狼狽午後七時大阪に向つて潰走す。〔二三〕▲勅使四條隆平山崎に至り藤堂氏を喚し歸順せしむ。〔二三〕▲この夜十時頃慶喜大阪城を脱出、東歸の途に就く。〔三二〕▲この日幕府伏見島羽戰爭を外國使臣に通告す。〔六二〕▲七日。大阪城中の人々慶喜の在らざるを見て茫然自失、老中松平豊前守、若年寄永井玄蕃、平山間書、大目付渡野美作、目付妻木多官等城中に留り、令して詣番所警衛諸大名には、人數を撒して在所に還らしめ、旗本將士は江戸に歸らしむ。〔三三〕▲幕吏大阪城を尾越兩藩に托せんとす。今夜四時過ぎ越前藩士岡本晋太郎来る。即ち慶喜の奏聞狀及び尾越への直書を之に托す。尾藩渡野辰藏連れて来る。然れども城受渡しの件は全くは落着せず。〔四三〕▲この夜大阪城外出火、火、城内松樹に移る。消防方出で、之を防ぐ。〔四三〕▲朝廷德川慶喜追討令を出す。〔四九〕▲八日。慶喜乗艦開陽丸出帆東歸。〔三三〕▲この夜妻木多官大阪總年寄今井與總右衛門を召し、銀錢八萬兩餘、御藏米一萬石餘を大阪市内

に配與せしむ。〔四五〕▲尾藩以下各藩徳川慶喜追討令請書を差出す。〔五〇〕▲大垣藩小原仁兵衛歸順願書を提出す。今日慶喜東歸の奏聞書及び尾越二藩宛直書到著。朝廷始めて慶喜の東歸を知る。〔五〇〕▲三條實美、岩倉具視を副總裁とし、征討大將軍仁和寺宮嘉彰親王を以て外國事務總裁を兼ね、三條、東久世、岩下、後藤等を外國事務取調掛となす。〔六三〕▲十日。徳川慶喜以下二十七人の官位を授けせらる。〔七五〕▲十一日。神戸に於て備前兵外人を殺傷す。この日兵庫碇泊の日本船外人に差押へらる。〔六三〕▲十三日。伊藤俊輔外國事務掛として東久世と同道、諸事取計らぶべしと命ぜらる。〔七二〕▲十五日。朝廷對外和親の方針を布告す。〔六六〕▲今日東久世通禧、岩下、寺島、吉井、伊藤、片野、陸奥等を率ゐて外國公使と神戸に會見す。〔六七〕▲天皇元服の禮を行はせらる。〔七五〕▲十六日。令して親王を三公の上に班せしむ。この日また公家に對する戒飭御沙汰書を發せらる。〔八〇〕▲佛、英、伊、亞、字、和蘭各國公使東久世通禧に書を呈し、神戸事件善後に就き請求するところあり。〔八三〕▲十七日。

「八六」▲三岡八郎建議紙幣發行の議決す。「九三」▲今日、太政官代にて岩倉具親松平春嶽と會し、松平直克家臣等の計畫に就き内談す。「九七」▲二十五日。木戸孝允召により太政官代に出て微士として總裁顧問に任せらる。「八六」▲二十六日。昨夜久我建通岩倉を訪ひ、遷都反對の意見を陳ぶ。今朝岩倉大久保を召し、之を語る。且つ木戸とも談合せしむ。

大久保本戸を訪ひ、之を語り、共に同意見なることを確め、ついで三条、岩倉を訪ぶ。「八九」▲岩倉、春嶽に書を與へ、徳川氏社稷保存、血食問題に就き、運動周旋せしむ。「九八」▲一方に於て、岩倉はまた今日附を以て車駕親征の議を上る。「一〇〇」▲二十七日。大久保一藏また總裁局顧問に任せらる。「八六」▲岩倉の天皇親征の議は、議定參與の賛同するところとなり、征討將軍仁和寺宮を大阪より召還す。「一〇二」▲二十八日。仁和寺宮歸京して錦旗節刀を奉還す。「一〇二」▲二十九日。會計事務總督中御門經之、淺野茂勤、京都大阪の爲替方、兩替店等を招致し、度支の事に服し、基立金の募集に應ぜんことを懇諭す。爲替方等疑惧逃避の状あり、岩倉即ち三井、小野、島田等を自邸に招致し、懇諭、命を奉ぜしむ。「九四」

二月一日。岩倉具親征に關する條目を草し、之を朝議

其二 人物概覽

ア行

ア

淺野氏祐 一學、また伊賀守、美作守等と稱す。萬延元年閏三月目付となる。文久元年十一月諸大夫となる。二年七月大目付に任す。同年十月神奈川奉行に移る。同十一月差控。三年五月勘定奉行格外國奉行兼帶、七月大目付となる。同月免職、八月隱居蟄居。慶應元年五月陸軍奉行並となり、二年九月外國奉行再役。同年十月勘定奉行勝手方となり、三年三月陸軍奉行並となり、同四月陸軍奉行若年寄並となり、四年正月免職。「三二」

イ、牛

イ、牛

池田章政

池田章政

備前岡山藩主。信濃守と稱す。初名政詮、相良頼之の二男。入りて備中鴨方二萬五千石を嗣ぎ、維新前後入京して宮門を整備し、明治元年三月宗家の封を嗣ぐ。三十六年六月死。「六四」

石川厚狭介

石川厚狭介

名は正臣。初め山平と稱す。長門藩士。文久中久坂玄瑞等と馬關の衛戍に當る。慶應元年正月振武隊小隊司令となり、翌二年中隊司令となる。

幕府征長の師を起す時石州に戦ひ、進んで濱田城を取る。明治元年正月伏見鳥羽の役淀堤に戦ひ銃丸に當つて死す。京都相國寺内に葬る。贈從五位。

淺野美作守 氏祐に同じ。「三三、三五、三六、三八」

飛鳥井雅典 三、四、五掲出。「二、九四」

飛鳥井雅典 三、四掲出。「七五」

有栖川宮熾仁親王 一、二、三、四、五掲出。「四九、

有栖川宮熾仁親王 一、二、三、四、五掲出。「四九、

有栖川帥宮 熾仁親王に同じ。「八二」

有栖川中務卿宮 有栖川宮熾仁親王に同じ。二掲出。「八二」

人物概覽

に附す。當日御前會議開催、天皇親征の御諮詢あらせらる。この日また車駕二條城太政官代に御親臨の令を發せらる。「一〇二」▲三日。天皇太政官代に親臨、親征の令を裁可し、有栖川宮熾仁親王をして宣布せしめ給ふ。「一〇二」▲この日親征の令を頒つに際し、京阪富豪に曉諭し、其經費十萬兩を上納せしむ。「九四」

人物概覽

六

板倉伊賀守 一、二、三、四、五掲出。〔三〇、三一、三八、六二〕

板倉勝靜 伊賀守に同じ。〔三四、三七、七五〕

市來勘兵衛 五掲出。〔一三、一四〕

伊地知正治 二、四、五掲出。〔五七、七〇、八五〕

伊藤一條實良 二、三、四掲出。〔七五〕

伊藤俊輔 二、三、五掲出。〔六七、七〇、七二、八九〕

稻垣長行 稻垣平右衛門に同じ。五掲出。〔七五〕

稻葉美濃守 一、二、三、四、五掲出。〔一五、三六〕

乾退助 板垣退助に同じ。一、三、四掲出。〔五九〕

岩倉前中將 岩倉具視に同じ。〔八一〕

岩倉具定 岩倉具視の第三男。幼字八千廣、戊辰の役東山道副總督となる。後一家を起して男爵を授けられ、ついで子爵に陞せらる。明治二十三年七月死。〔九六〕

岩倉具視 一、二、三、四、五掲出。〔二、三、五、一、六〇、六一、六三、六六、七五、八〇、八八、九〇、九六、九七、九八、九九、一〇〇〕

岩下佐次右衛門 一、二、四、五掲出。〔六三、六七、七〇、七六、八一〕

越前春嶽 松平春嶽に同じ。〔一〇、九七〕

榎本和泉守 榎本武揚、通稱釜次郎、梁川と號す。幕臣榎本國兵衛の二子。天保七年八月生る。早く昌平義に學び、嘉永六年蘭學傳習生として長崎に赴き、海軍練習所に入る。安政五年江戸に歸り海軍操練所教授となる。文久元年和蘭留學選拔生となり、開陽丸建造監督を兼ね、同國留學生となる。在留六年にして慶應二年歸國、軍艦乗組頭取、海軍奉行に累進す。明治元年二月官軍と戰ひ、假治橋の獄に繋がれ。三年を経て出獄、五年六月開拓使四等出仕に擢用せらる。爾來累進して海軍卿、選信大臣、農商務大臣、文部大臣、外務大臣等となる。明治四十一年十月死。年七十三。〔三三、四五〕

榎本武揚 和泉守に同じ。〔一〇四〕

榎本對馬守 四掲出。〔三一、三三、七五〕

オ、ヲ

梅澤孫太郎 五掲出。〔二〕

裏辻公愛 太政大臣西園寺公經の後、左近衛中將となる。明治十五年十月死。〔七五〕

工、エ

大久保忠寛

五、八六、八七、八八、八九、九九、一〇三〕

大久保主膳正

名は忠惣、又豊後守と稱す。通稱嘉平次。文久元年六月目付となり、二年六月長崎奉行となる。三年六月大目付に移り、元治元年六月免職。十一月寄合より甲府勤番支配となり、間もなく免職。慶應元年十二月京都町奉行となり、三年十二月陸軍奉行並に任じ、四年二月免職。〔二八、三七、七五〕

榎本武揚

和泉守に同じ。〔一〇四〕

榎本對馬守

四掲出。〔三一、三三、七五〕

大久保忠寛

一、二掲出。〔一〇四〕

大久保筑後守

名は忠恒、通稱雄之助。萬延二年二月目付となり、その後數轉して元治元年十二月作事奉行に任す。慶應元年五月持頭となり、二年十二月目付再役、三年正月禁裏附となる。同年十二月目付に移る。〔七五〕

大迫喜右衛門

四掲出。〔一三〕

大久保忠寛

一、二掲出。〔一〇四〕

人物概覧

八

大山格之助 二、三、五掲出。[五四]

大山彌助 二、四、五掲出。[九、一三、五七]

【力行】

カ

勝木總藏 五掲出。[九七]

勝義邦 〔一〇四〕

勝房守に同じ。一、二、三、五掲出。

右衛門 一、二、三、五掲出。[五六]

木戸準一郎に同じ。[七二]

桂桂太郎 四掲出。[八六]

桂桂太郎 四掲出。[七三]

楫取素彦 一、三、五掲出。[三五、三九]

川路正之進 名は利良、鹿児島藩士。天保七年生る。

夙に西郷隆盛に知られ、伏見鳥羽の役、上野彰義隊鎮壓等に功あり。後東京府大属となり、選卒總長となる。明治五年歐洲に至り、各國警察の實際を研究し來り、警視廳の長官となり、警察行政に關し貢献するところ少からず。明治十二年再度渡歐の途に上り、病を得て還り、十月十二日死。年四十四。

川村與十郎 〔一三〕

二、四、五掲出。[一三]

神山左多衛 三、四掲出。[五九、八五]

川勝近江守 四掲出。[七三]

川勝近江守 四掲出。[七三]

川路正之進 〔一三〕

木戸準一郎 木戸孝允に同じ。一、二、三、四、五掲出。[八六、九六]

人物概覧

人物概覧

烏丸光徳 五掲出。[五、九五]

木戸準一郎 木戸孝允に同じ。一、二、三、四、五掲出。[八六、九六]

久我建通 三掲出。[三六]

久世通熙 久世中將に同じ。二掲出。[七五]

久條道孝 三、四掲出。[七五]

久代才助 五掲出。[八九]

鳥藩士 嘉永以來國事に關し、安政四年長崎に至り航海砲術を習ふ。六年幕吏岩瀬忠震に従ひ上海に赴き外情を探る。元治元年留學生十八人を率ゐ海外諸州を巡遊す。歸りて長崎大阪間の航路を開く。維新の際參與外國事務掛となる。次いで外國權判事、大阪府判事等となる。後民間に下り、株式取引所、商法會議所等を起す。十八年九月死。年五十三。贈正五位。[七二]

後藤象二郎 二、三、四、五掲出。[六、三一、五八、七]

酒井雅樂頭 五掲出。[三〇、三一、三八、六二]

酒井忠篤 三、五掲出。[七九]

酒井忠惇 酒井雅樂頭に同じ。[三七]

酒井若狭守 酒井若狭守に同じ。三、五掲出。[七五]

佐々木只三郎 幕臣。名は泰昌また高城。劍道に達し、文久二年京都見廻組頭となる。三年清川八郎を暗殺す。明治戊辰の役、伏見に傷き、紀三井寺に死す。

坂本龍馬 五掲出。[五八、九〇、九二]

澤太郎左衛門 幕臣、はじめ鐵太郎と稱す。名は貞懸、天保五年六月生る。長じて蘭學を修め、砲術に通ず。安政中函館奉行支配、函館江戸書物御用出役に抜擢せられ、同四年九月長崎海軍傳習員となる。六年五月卒業。幕府海軍創設に功あり。後坂本武揚等と共に軍艦製造中立合御用をかね、最初の海外留学として和蘭に派遣せられ、慶應二年新製軍艦開陽

西園寺公望 德大寺實則の弟。嘉永二年十月生る。明治維新の際、東北諸道に出征して功あり。明治三年佛蘭西に留學し、歸朝の後諸官に歴任し、文部大臣、権密院議長等の重職に當り、日露戰爭後内閣總理大臣に任じ、ついで政友會總裁となり、四十四年再び總理大臣たり。大正八年萬國平和會議の際全權大使となり佛蘭西に赴く。明治十七年侯爵となり、大正九年公爵に陞る。昭和十五年十一月死。[二二、五六]

西郷吉二郎 鹿児島藩士。西郷隆盛の弟。天保四年

り、式部長官となる。「七五」

戸田大和守 五掲出。「二八、三〇」

豊岡隨資 権大納言弘資の後。大藏卿となる。明治十九年九月死。「七五」

鳥尾小彌太 二、五掲出。「六、一〇」

【ナ行】

内藤政舉

日向延岡藩主。備後守と稱す。實は太田賛始の三男。嘉永三年五月生る。政義の嗣となる。

文久二年十月家督を承く。昭和二年五月死。「七五」

永井玄蕃頭 二九、三二、三三、三四、三七、七五

永井主水正 二八、三〇、三一、八五、九三、九七、九八

中岡慎太郎 二、三、四、五掲出。「三八」

中根雪江 一、二、三、四、五掲出。「二、二七、

中原猶介 二、三、四、五掲出。「三八」

中山前大納言 中山忠能に同じ。「一、八二」

中山忠能 中山忠能に同じ。「一、三、四、五掲出。「七五、一〇二」

成瀬隼人正 三、四、五掲出。「二」

西千嘉 後の名は寛二郎、鹿児島藩士。弘化三年生る。幼より久光に近侍し、京蔵の間を往来し、戊辰の役二十三歳にして遊撃隊長となり、伏見鳥羽及び會津越後に轉戦し功あり。明治四年陸軍中尉となる。日清、日露兩役また功あり。累進して陸軍大將

議官などに歴補し、四十四年待命となる。四十五年二月死。年六十七。「一二」

仁和寺宮 嘉慶親王に同じ。四掲出。「一〇、一四、

二〇、四九、五一、五四、五五、六三、八二、九五」

野津七左衛門 五掲出。「一三」

野宮定功 野宮中納言に同じ。一掲出。「七五」

坊城俊政 権大納言俊克の子。式部頭となる。明治十四年九月死。「七五」

葉橋本實梁 四掲出。「九七」

林橋室長順 四、五掲出。「八、一七」

半七 四、五掲出。「六、二五」

廣澤眞臣 兵助に同じ。「五、八六」

廣橋胤保 光成の子。文政二年二月生る。権大納言となる。明治九年十月死。「七五」

福岡藤次 四掲出。「七五」

福地源一郎 一、二、三、四掲出。「五九、八二」

伏見宮邦家親王 貞敬親王第一王子。伏見宮第十九代主。享和二年十月京都に生る。陸宮と稱せらる。文化十四年光格天皇御猶子となり、親王宣下上野太守に任ぜらる。天保十三年七月事により閉門、太守を辭せられ、隠居落籍して禪樂と稱せらる。文久四年二月復節再び官家相續、二品に敍し、式部卿に任せらる。明治元年明治天皇御元服に當り冠親とならせらる。三月一品に敍せらる。五年三月東京に移居、四月隠居、八月薨去。京都に歸葬す。「七五」

伏原宣諭 宣明の子。大和權介と稱す。明治九年八月死。「七五」

ヒ

東久世通禧 二、四、五掲出。「五二、五四、六三、

六七、六八、六九、七〇、七一、七二、八三、九一、

九五」

備前少將 池田章政に同じ。「六五」

武州多摩郡石田村の人。父を隼人といふ。若くして江戸近藤邦武の塾に入り、宮川勇に兄事す。文久三年勇と共に幕府の徵に應じ、浪士の隊に加はり上京し、浮浪の騒擾を鎮静す。明治元年伏見鳥羽の役後徳川慶喜の東跡に従ひ、江戸に歸り、勇と兵を擧げ、西軍を防がんとして成らず、勇の死後會津に入り、ついで榎本武揚の軍に合し、函館五稜郭を守り戦つて死す。年三十五。「二七」

日野賀宗 四掲出。「七五」

時厚時言の子。弘化二年十月生る。維新の際

皇廷恢復を謀り讒を蒙る。戊辰役從軍して功あり。

錦鶴間祇候、貴族院議員となる。明治四十四年八月死。「九五」

平山圖書頭 一、二、三、四、五掲出。「三三、三七、

三八、三九、七五」

廣澤兵助 二、三、四、五掲出。「六一、七四、八二、八五」

淵邊直右衛門 五掲出。〔六〕

木

保科正之

星野豊後守 勘定吟味役より勘定奉行並となる。三年十月禁裏附となり、十二月勘定奉行並再役、四年二月免職。

〔七五、九〇〕

細川左京大夫

細川喜廷 また護久と名のる。肥後熊本藩主。福邦の子。明治三年五月家督を承く。議定參與となる。

〔明治二十六年九月死。〔二七〕〕

堀直太郎

三掲出。〔五三〕

マ

【マ行】

牧野越中守

松平越中守 松平定敬に同じ。〔三一〕

松平大藏大輔

松平春嶽 〔三一、四九、九一、九八〕

松平大隅守

松平直克 〔一、二、三、四、五掲出。〔一、四、二〕

松平容保

松平乘謨 〔三、四掲出。〔三六〕

松平容保

松平定敬 〔一、二、三、四、五掲出。〔二五、三四〕

水戸烈公

松平直克 〔一、二、三、四、五掲出。〔一、四、二〕

三浦梧樓 五掲出。〔一五〕
溝口孤雲 四、五掲出。〔二三、二九、三〇〕

三岡八郎 三、五掲出。〔五九、八二、九〇、九一〕

水戸烈公 德川齊昭に同じ。一、二掲出。〔一〕

養田傳兵衛 二、三、四、五掲出。〔二〇、二二、五〕

壬生輔世 左大史小櫻山公今雄三十六世の孫。文化八年六月生る。中務少輔となる。〔四〕

壬生基修 四、五掲出。〔九五〕

陸奥陽之助 陸奥宗光に同じ。三、五掲出。〔六七、六九、七〇〕

村田勇右衛門 五掲出。〔一三〕

室賀伊豫守 甲斐守に同じ。〔三三〕

室賀甲斐守 五掲出。〔七五〕

毛受鹿之助 四、五掲出。〔五九〕

死。〔四二〕

ミ

【ミ行】

細川喜廷

細川喜廷に同じ。〔三一〕

人物概観

モ

ヤ

矢田堀讚岐守 敬親に同じ。〔七四〕

毛利大膳大夫 〔二、三、四、五掲出。〔二、七四〕〕

毛利敬親 〔二、三、四、五掲出。〔二、七四〕〕

毛利平六郎 〔四、五掲出。〔二、七四〕〕

森山多吉郎 〔五掲出。〔四二〕〕

矢田堀讚岐守 字は孟軒、初名敏、のち鴻と改む。

通稱量藏、實は關東代官荒井清兵衛の弟なり。嘉永

元年昌平晏に於て學試乙科に中り、後海軍に從事す。

測量算數の學に精しく、安政二年海軍傳習生とな

り、長崎に至り蘭人学ぶ。後江戸に歸り、軍艦

頭取となり、又海軍教授となり、轉じて軍艦奉行に

任す。幕府瓦解の後駿河沼津學校の長となり、つい

で明治政府に徵され、海軍工部等に歴仕し遞信省司

検官となる。明治二十年十一月十七日死。年五十

九。牛込宗源寺に葬る。〔三三〕

柳原光愛 〔一、二、四掲出。〔七五〕〕

山川大藏 〔一、二、三、四、五掲出。〔二、三、六、一〇、三一、五六、六〇〕〕

山川大藏 會津藩士。名は浩。文久三年藩主に從ひ

人物概覽

一六

上京し、慶應二年小出大和守に従ひ露國に赴き、轉

太境界議定に參與す。戊辰の役日光口を守り屢々西軍を破る。後斗南藩權大參事となり、卒先して藩士授産に盡力す。明治十年の役西征別動軍參謀とな

る。十九年高等師範學校長に任じ、二十三年貴族院議員となる。二十四年學校長を辭し、主として力を政治に盡さんとせしが病に罹り果さず。三十一年四

月東京に死す。年五十四。〔二六〕

山口駿河守　名は直毅、通稱は勘兵衛、また信濃守と稱す。萬延元年十二月目付となり、文久二年九月諸大夫となり、三年三月講武所奉行並となり、騎兵奉行兼帶。同年五月神奈川奉行となる。六月免職、七月目付再役、同月免職。元治元年六月寄合より作事奉行格目付となる。慶應元年四月外國奉行に任じ、同年九月大阪に於て目付を兼ね。同年十一月町奉行となる。二年八月歩兵奉行に移り、十一月騎兵奉行となり、十二月陸軍奉行並となり、三年六月外國奉行を兼ね、同年外國惣奉行並となる。〔三二〕、〔三六〕、〔三九〕

山地忠七宮　一、二、四掲出〔二、四〕。

三

山階忠七宮　二掲出。〔六〕

吉井幸輔　一、二、三、四掲出。〔六七、七〇、七二〕

【ヲ行】
六條有容　六條中納言に同じ。一掲出。〔七五〕

ワ

和田彦兵衛　名は秋清、鹿兒島藩士。文久中五代友厚に從ひ、航海術を學ぶ。慶應年中春日丸士官に任じ海軍所下目付たり。三年十二月兵庫港に碇泊して時變に備ふ。明治元年正月幕府の開陽艦と戰ふ。二年三月艦長赤堀貞成と共に宮古港に入り、また幕艦と戰ひ、遂に之を走らし、青森に抵る。ついで函館港に入る。五月七日賊艦回天、蟠龍と戰ひ、傷つき翌日死。年三十六。〔三三〕

一

昭和十六年十一月十日印刷
昭和十六年十一月十五日發行

明治天皇御宇史（第六卷）
一定價金四圓五拾錢

不許



著者　德富猪一郎

明治天皇御宇史（第六卷）

東京市神田區錦町一丁目十九番地
電話神田二一四七番

東京市下谷區二長町一番地
代表者　井上源之丞

東京市神田區錦町一丁目十九番地
電話神田二一四七番

株式会社明治書院

發行所　發行者　印刷所　代表者

東京市神田區錦町一丁目十九番地
電話神田二一四七番

日本出版配給株式會社

配給元

東京市神田區錦町一丁目十九番地
電話神田二一四七番

日本出版配給株式會社

終

